

郊外住宅地の再生に 14 社の申し込みがありました ～環境未来都市「持続可能な住宅地モデルプロジェクト(緑区十日市場町周辺地域)」～

横浜市は、「魅力と活力あふれる都市の再生」を目指し郊外部の再生・活性化のため、「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」を地域特性の異なる 4 つのモデル地区で進めています。

その一つである「緑区十日市場町周辺地域」において、市有地を活用する民間企業の公募を昨年 12 月 17 日に開始し、今年 1 月 30 日まで代表企業登録を受け付けたところ、14 社の申し込み(うち市内企業 3 社)がありました。

代表企業登録について

この公募は求める提案内容が多岐に渡るため、多様な企業等が連携して応募することが想定されます。郊外住宅地再生の実現に向け、高い意欲と技術力による創意工夫を生かして継続的に実施する事業の中核を担う企業が代表企業です。

今回の登録はこの代表企業の申請を受け付けたものです。今後、提案書の提出までに応募者等のグループが構成されます。応募者である代表企業に加えて、設計・施工を担う企業や、協力者として参加する企業等については、提案書提出時(5月29日締切)に示されます。

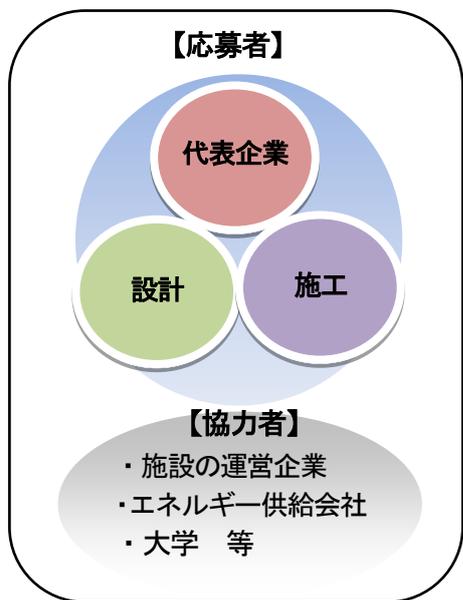
【応募者等の構成】

応募者	土地の売買及び貸付を担う企業(代表企業)
	設計を担う企業
	施工を担う企業
協力者	施設の運営事業者・エネルギー供給会社・大学等 (他の応募者に重複して協力することが可能)

市内企業 1 社以上の参加を条件とし、より多くの市内企業の参加を評価

【スケジュール】

公募開始	平成 26 年 12 月 17 日(水)
代表企業登録締切	平成 27 年 1 月 30 日(金)
提案書受付締切	5 月 29 日(金)
事業予定者公表	8 月下旬予定



【環境未来都市とは】

横浜市は、環境問題や超高齢化などの様々な社会的課題に総合的に取り組んで活力ある都市をつくる「環境未来都市」として国から選定されています(平成 23 年 12 月)。緑区十日市場町周辺地域における取組は、「環境未来都市」の主要な取組である「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」に位置づけられています。



お問合せ先		
建築局住宅再生課長	大友 直樹	Tel 045-671-4543
温暖化対策統括本部環境未来都市推進課担当課長	甲斐 泰夫	Tel 045-671-2336

【裏面に参考資料あり】

事業概要

市有地の活用を**企画提案型公募方式**により実施し、民間企業から幅広く提案を求めます。「**市有地を活用した住民・企業・行政等のまちづくりのモデルケース**」として、その成果を横浜市内に展開していきます。

※ 公募内容については、公募要項をご参照ください。
 ホームページにおいて公開しています。
 (ホームページ) <http://www.yokohama-kousya.or.jp/news/detail/137>

1 対象地

十日市場センター地区の全体のマスタープラン及び先行2街区

○対象地（緑区十日市場町 1501 番7外）



○先行街区

20 街区	21 街区
約 1.47ha	約 0.85ha
売却	定期借地 (50 年)
約 23.6 億円	約 200 万円/月

22 街区 (約 1.14ha) については未定

2 公募条件

「3つの視点」とそれにもとづく「6つのコンセプト」を示し提案を求めます。

○「3つの視点」と「6つのコンセプト」

【視点①】

日常生活を支えるサービス機能を備え、多世代が互いに支えあう住まい

コンセプトⅠ

多世代が交流する住まい

コンセプトⅡ

福祉、医療、保健、買い物

【視点②】

市民力・企業力・地域資源を生かした持続可能なマネジメントシステム

【視点③】

住み続けることができる愛着のあるまち

コンセプトⅢ エネルギー、移動、防災、防犯

コンセプトⅣ 地域の魅力向上、地域の交流・活性化

コンセプトⅤ 住まい・暮らしのサポート

コンセプトⅥ

生活の質を高める住宅地形成

○市内企業の参加

市内企業 1 社以上の参加を条件とし、より多くの市内企業の参加を評価

3 質疑回答状況

公募要項に関する質疑を 1 月 9 日 (金) まで受け付け、1 月 28 日 (水) に回答しました。

※質疑回答書はホームページで公開しています。

○応募者等に関する主な質疑回答

質疑 (要旨)	回答
代表企業は設計・施工を担う企業を兼ねることはできますか。また、設計を担う企業は施工を担う企業を兼ねることはできますか。	質問のとおりです。
土地売買契約及び貸付契約を行う企業が「応募者」の代表となりますとありますが、売買と貸付が異なる企業の場合、売買を行う企業が代表企業として応募していいですか。	代表企業は 1 者としてください。複数企業で応募する場合は JV 等を構成してください。
代表企業について、代表企業の登録後、提案書に記載したうえで、代表企業の追加・減は可能ですか。	代表企業の追加・減は可能ですが、あわせて 1 者としてください。
代表企業で登録し、やむを得ず提出時までには辞退したものが、他の応募グループに参加することは可能ですか。	可能です。他の応募者 (代表企業、設計を担う者及び施工を担う者) に重複していなければ構いません。